

気候変動に関する国際連合枠組条約及び京都議定書 これまでの経緯と今後の見通し

平成11年9月
外務省気候変動枠組条約室

1. これまでの経緯

(1) 気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガス(二酸化炭素他)の濃度を安定化させることを目的とし、1992年5月にNYで採択された。1994年に発効した。現在(1999年8月)の締約国数は178カ国と1地域(EC)である。

(2) 京都議定書

97年12月に京都で開催されたCOP3において、西暦2000年以降の地球温暖化防止に関する議定書(京都議定書)が採択された。京都議定書の概要は以下のとおり。

◎附属書I国全体の目標は、2008年から2012年の5年間で、温室効果ガスの排出量を1990年比で少なくとも5%削減すること。

◎各国の削減率は、日本が6%、米国が7%、EUが8%(附属書I国(先進国及び市場経済移行国)全体で5.2%の削減)。

◎対象ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆の6種類とする。吸収源については、1990年以降の新規の植林、再植林及び森林減少は目標達成のため使用できる。

◎先進国が目標達成のために使用できる国際的メカニズムとして、排出量取引の導入が決定。また、先進国間で共同して温室効果ガスの排出を削減するプロジェクトを実施する「共同実施」のほか、「クリーン開発メカニズム(CDM)」のもとで、先進国と途上国間で共同して温室効果ガスの排出プロジェクトの実施することが可能となった。(排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムの三つを総称して「京都メカニズム」という)

(3) 第4回締約国会議(COP4)

98年11月にアルゼンティンでCOP4が開催され、「ブエノスアイレス行動計画」が採択された。この中で、京都議定書に規定された3つのメカニズム、議定書の遵守問題等の具体的制度づくりにつき、COP6での合意を目指し作業をすることに合意した。

2. 今後の主要検討課題

(1) 「ブエノスアイレス行動計画」に基づき、COP6(2000年秋又は2001年春を予定)に向け、以下の課題につき解決を図る必要がある。当面は99年10～11月のCOP5において、技術的作業の進展を図ることが課題である。

◎京都メカニズム(排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム)の具体的制度の策定

◎議定書の義務の不遵守に対する措置の検討

◎吸収源(シンク)の取扱い

◎技術移転

◎条約4条2項(a)(b)：先進国の義務の妥当性の見直し（途上国の参加問題に関係）

◎条約4条8、9項（気候変動、または対応策により影響を受ける国（島嶼国、産油国）への考慮）の実施

◎共同実施活動（A I J）

（2）シーリング問題

京都メカニズムの活用に数量的制限を設けるか否かという問題。EUが提案しており、途上国がこれを支持、我が国、米国を含む先進国はこれに反対している。COP6での政治的決着を含め、合意可能なフォーミュラを探求していく必要がある。

（3）途上国の取組強化

2010年頃には途上国全体の二酸化炭素の排出量が先進国全体の排出量に追いつくことが予想されており、今後、途上国の取組強化を行うことが不可欠。米国は途上国の「意味のある参加」が確保されるまで議定書を批准しない旨明言しており、米国の参加を確保するためにも途上国の取組強化は必要。

COP4では、途上国の強い反対により会議冒頭で議題から削除された経緯があり、今後如何に途上国の理解を取り付けていくかが重要な問題となる。

気候変動に関する国際連合枠組条約の概要

前文

第1条 定義

第2条 目的

この条約の最終的な目的は、気候系に危険な人工の影響を与えることを防止する水準において大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を達成することである。

第3条 原則

共通ではあるが差異のある責任、開発途上締約国の特定の状況への考慮等

第4条

1 すべての締約国が実行する約束

- (i) 温室効果ガスの排出及び除去に関する国内目録の作成
- (ii) 気候変動を緩和する措置を含む計画の策定、実施
- (iii) 温室効果ガスの排出を規制し、減少する技術等の開発、普及の促進
- (iv) 森林等の吸収源及び貯蔵源の保全、強化

2 先進締約国が実行する約束

(i) 政策及び措置

先進締約国は、気候変動を緩和することに関する国内の政策を採用し及びこの政策に対応する措置をとる。これらの政策及び措置は、先進国が先導的な役割を果たしていることを実証することとなるとともに、二酸化炭素及び他の温室効果ガスの排出量を1990年代の終わりまでに従前の水準まで戻すことが、排出の長期の傾向を変更することに寄与するものであるとの認識の下、とられることになる。

(ii) 情報の通報と審査

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を1990年の水準に戻すという目的を持って、政策及び措置並びに当該政策及び措置をとった結果の予測に関する詳細な情報を通報する。締約国会議は、当該情報を定期的に審査する。

3 資金・技術協力

先進締約国は、開発途上締約国がすべての合意された増加費用を賄うために新規のかつ追加的な資金を供与する。先進締約国は、技術及びノウハウの移転等を促進し、容易にし及び資金供与を行うために実施可能な全ての措置をとる。

第5条～第10条 (略)

第11条 資金供与の制度

資金供与の制度は、締約国会議の指導の下に機能し、かつ、締約国会議に対

し責任を負う。締約国会議は、政策、計画の優先度及び連絡基準を決定する。当該制度の運営は、既存の国際機構に委託する。資金の確保された計画が上記の政策等に適合していることを確保するための方式等を内容とする取決めについて、締約国会議と上記の国際機関が合意する。

第12条 実施に関する情報の通報

締約国が事務局を通じて締約国会議に、温室効果ガスの排出及び除去に関する国内目録、措置等の情報を通報する。

共同で通報を行うことができる。ただし、当該通報は当該締約国の個別の義務の履行に関する情報を含むものとする。

第13条～第26条 (略)

京都議定書の骨子

1. 数量目的

●対象ガスの種類及び基準年

- ・二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素（1990年を基準年）
- ・HFC、PFC、SF₆（1995年を基準年とすることができる）

●吸収源の扱い

- ・土地利用の変化及び林業セクターにおける1990年以降の植林、再植林及び森林減少に限定。農業土壌、土地利用変化及び林業の詳細な扱いについては、議定書の第1回締約国会合あるいはそれ以降のできるかぎり早い時期に決定。

●約束期間

- ・第1期は、2008年～2012年の5年間

●先進国及び市場経済移行国全体の目標

- ・少なくとも5%削減

●主要各国の削減率（全体を足し合わせると5.2%の削減）

- ・日本： -6% 米国： -7% EU： -8%
- カナダ： -6% ロシア： 0% 豪州： +8%
- NZ： 0% ノルウェー： +1%

●次期約束期間への繰り越し（バンキング）

- ・認める

●次期約束期間からの借り入れ（ボローイング）

- ・認めない

●共同達成

- ・欧州共同体などのように複数の国が共同して数量目的を達成することを認める

●排出量取引

- ・認める。締約国会合において、ガイドライン等を決定する。

●共同実施

- ・先進国間の実施。

2. 途上国の義務の実施の促進

- 途上国を含む全締約国の義務として、吸収源による吸収の強化、エネルギー効率の向上等詳細に例示。

3. クリーン開発メカニズム

- 先進国とのプロジェクトにより、途上国の持続可能な成長に資すると共に、右プロジェクトにより生じた温室効果ガス排出の削減を活用することによ

り、先進国の数量目的達成にも使えることとするもの。

4. 資金メカニズム

●条約で規定された資金メカニズム（GEF）が引き続きこの議定書の資金メカニズムであることを確認。

5. 発効要件

●議定書を締結した国数が55カ国以上であり、且つ締結した附属書Ⅰ国の1990年におけるCO₂の排出量が同年における附属書Ⅰ国によるCO₂の総排出量の55%を超えることを発効要件として規定。

*（採択されなかったもの）

●途上国の自発的な参加についての条文は、途上国の反対により最後の段階で削除され、又、米国が主張していたエボルーションについても見送られた。

京都議定書に関する交渉の現状

気候変動枠組条約及び京都議定書交渉においては、以下の3つの交渉グループに分かれて議論が進められている。

1. アンブレラ・グループ

京都議定書の採択後、非E U主要先進国を中心とした交渉グループが形成された。メンバー国は、日本の他、米、加、豪、N Z、ロシア、ウクライナ、ノールウェー、アイスランドの9ヶ国。

2. E U

E U加盟国15ヶ国によって構成されるグループで、アンブレラグループと対立する立場である。各国国内では独、デンマークを中心に環境保護派の発言力が強いことから、交渉上の諸点において比較的厳格な意見を提唱する傾向にある。

E U内部では、環境相理事会において対処方針を統一してくるのが通例。

3. G77+中国グループ

全ての開発途上国（韓国、メキシコを除く）がメンバーとなっている。中国、インド、ブラジル、サウディ・アラビア等の発言力の強い大国が、途上国グループをリードし、しばしば消極的な姿勢を取ることによって、先進国と対立している。他方、途上国グループ内部では以下のようないくつかの違う立場のサブグループがある。

（1）中進国

O E C Dに加盟した韓国、メキシコを始めとし、附属書I国（条約、議定書上、数値目標の義務を負う国）ではないが、先進国に匹敵する経済力を持つ国には、先進国なみの取組が期待される。アルゼンティンとカザフスタンが自主的削減目標の設定を表明している。

(2) O P E C

サウディ・アラビアを筆頭に、石油の消費が抑えられることにより、経済的収入が減少することに繋がる温暖化対策そのものに消極的な立場。

(3) A O S I S (小島嶼国連合)

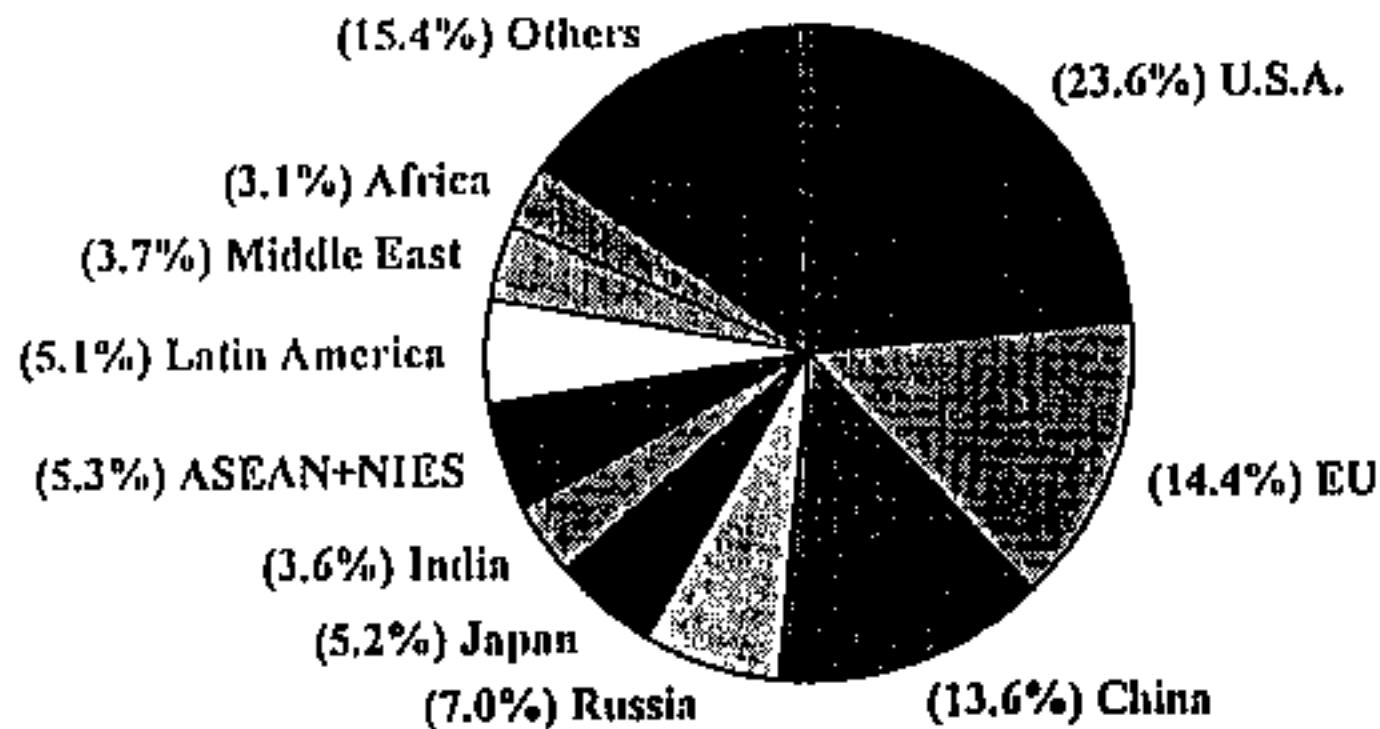
平均気温の上昇に伴う海面上昇のため、国土の水没の危険にさらされている島嶼国グループ。温暖化対策に積極的立場を取っている。

(4) 中南米諸国、アフリカ諸国

従来はG77のメンバーとして強硬派のリードに同調していたが、COP4で京都メカニズム（特にCDM）についてそれぞれ独自の立場を打ち出すなど、交渉の実質的議論に前向きな姿勢を見せつつある。

CO2 Emissions (1995)

World Total: 6.04 billion t-C



Source: CO2 Emissions From Fuel Combustion, OECD, 1997